公 証 人 手 数 料

公証人手数料令（令和７年政令第２６３号改正、令和７年10月１日施行）

１　公正証書の作成

(1)　法律行為の公正証書

目的の価額	手数料
５０万円以下のもの	**3,000**円
５０万円を超え**１００万**円以下のもの	**5,000**円
１００万円を超え**２００万**円以下のもの	**7,000**円
２００万円を超え**５００万**円以下のもの	**１３,０００**円
５００万円を超え**1,000万**円以下のもの	**２０,０００**円
1,000万円を超え**3,000万**円以下のもの	**２６,０００**円
3,000万円を超え**5,000万**円以下のもの	**３３,０００**円
5,000万円を超え**1億**円以下のもの	**４９,０００**円
1億円を超え**3億**円以下のもの　⇒ **４９,０００**円に超過額５,０００万円までごとに **１５,０００円を加算**	
3億円を超え**１０億**円以下のもの⇒ **１０９,０００**円に超過額５,０００万円までごとに **１３,０００円を加算**	
１０億円を超えるもの　⇒ **２９１,０００**円に超過額５０００万円までごとに **9,000円を加算**	
算定不能のもの	**１３,０００**円

①　目的の価額の算定例
　ア　金銭貸借・債務弁済等の片務契約：貸借金等の額
　イ　売買契約等の双務契約：売買代金等の２倍の額
　ウ　不動産賃貸借契約：期間中の賃料総額（ただし、10年分まで）の２倍の額
　エ　担保設定：担保物件と債権の額のいずれか少ない額。債権契約とともにするときは、前記少ない額の半額を債権の額に合算した額
　オ　子の監護に要する費用（養育費）支払契約：期間中の支払総額（ただし、５年分まで）
②　遺言の手数料
　ア　相続及び遺贈を受ける者が２人以上ある場合、各相続人及び受遺者ごとに、その目的の価額（その人が受け取る利益の総額）によって手数料を算定し、それを合算した額
　イ　祭祀主宰者の指定は、１３,０００円
　ウ　目的の価額の総額が１億円以下の場合は、通常の手数料の額に１３,０００円を加算
　エ　遺言の撤回は、原則として、１３,０００円
　オ　病床執務の場合、通常の手数料の額にその２分の１の額を加算
③　離婚の場合
　ア　財産分与と慰謝料はそれらを合算した額で手数料を算定し、養育費はこれとは別個に手数料を算定し、以上を合算した額
　イ　年金分割合意は、原則として、１３,０００円
④　任意後見の手数料
　ア　公正証書作成の基本手数料は、１３,０００円
　イ　登記嘱託手数料 1,６００円、収入印紙代 2,６００円、送料実費
⑤　委任状の手数料 8,０００円
⑥　建物区分所有法による建物の規約設定の手数料 ２６,０００円以上（専有部分の個数によって加算）
⑦　信託の手数料　目的の価額の総額が１億円以下の場合は、通常の手数料の額に１３,０００円を加算
⑧　死後事務委任の手数料　報酬の定めがない場合は、6,５００円。報酬の定めがある場合は、報酬の２倍の額（目的の価額）に対応する手数料の２分の１の額

(2)　事実実験公正証書
　①　事実の実験並びにその録取及びその実験の方法の記載に要した時間１時間までごとに **１３,０００**円
　②　休日又は午後７時から翌日午前７時までになされたときは、通常の手数料の額にその２分の１の額を加算

〈備考〉① 法律行為の公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数が３枚を超えるとき（書面をもって作成した公正証書についてはその枚数が４枚を超えるとき）は、超える１枚ごとに３００円加算
　② 役場外執務は、日当２０,０００円（４時間以内１０,０００円）、交通費実費

２　その他

私署証書の認証 **(注1)**	**１１,０００**円	
私署証書の宣誓認証	**１１,０００**円	
定款の認証（電子定款を含む）		
▸株式会社・特定目的会社で、資金の額等が		株式会社については手数料とは別に収入印紙40,000円。ただし、電子定款の場合、収入印紙不要
①１００万円未満の１号括弧書き(注2)の会社	**１５,０００**円	
②１００万円未満の会社（①以外）	**３０,０００**円	
③１００万円以上３００万円未満の会社	**４０,０００**円	
④上記①、②、③以外の会社	**５０,０００**円	
▸一般社団/財団法人、各種法人	**５０,０００**円	
株主総会等の議事録の認証	**２３,０００**円	
私署証書の謄本の認証	**5,０００**円	
確定日付の付与	**７００**円	
執行文の付与	**2,０００**円	承継等2,000円加算
正本等の交付		
①公正証書に関する書面	1枚につき **３００**円	
②認証に関する書面	1枚につき **２５０**円	
③公正証書に関する電磁的記録	1件につき**2,５００**円	
④認証に関する電磁的記録の附属書類の電磁的記録	1件につき**2,０００**円	
謄本等の送達	**1,６００**円	送料実費
送達証明	**３００**円	
閲覧		
①公正証書に関するもの	1回につき **２５０**円	
②認証に関するもの	1回につき **２００**円	
電磁的記録の認証（電子定款は「定款の認証」欄を参照）	**１１,０００**円	(注1参照)
日付情報の付与	**７００**円	
電磁的記録の保存	**３００**円	
情報の同一性に関する証明	**７００**円	
同一の情報の提供	**７００**円	書面の交付による場合は１枚ごとに２０円加算

(注1) ① 私署証書又は電磁的記録の内容を公正証書として作成するとしたときの手数料の半額が１１,０００円を下回るときの認証は当該下回る額、
　② 私署証書又は電磁的記録が外国文であるときの認証は通常の手数料の額に6,０００円を加算

(注2) 公証人手数料令第３５条第１号の資本金の額等が１００万円未満で、かつ、同号括弧書きのイ～ハの全ての条件を満たす会社

執務時間及び執務時間外の嘱託について

1　公証人の執務時間は、原則として法務省職員の勤務時間によります（公証人法施行規則第１１条第１項）。

2　急を要する場合、例えば、症状の重篤な嘱託人からの遺言公正証書の作成等の場合には、休日又は執務時間以外でも嘱託に応じます（電磁的記録の認証等に関する事務を除く）（公証人法施行規則第１１条第２項）。

日本公証人連合会